

令和5年11月犬山市議会定例議会会議録

第6号 12月11日（月曜日）

◎議事日程 第6号 令和5年12月11日午前10時開議

第1 第103号議案から第111号議案まで、
第120号議案及び第121号議案

（議案質疑・委員会付託）

第1類 第103号議案から第105号議案まで
第2類 第106号議案から第111号議案まで
第3類 第120号議案及び第121号議案

◎本日の会議に付した案件

日程第1 第103号議案から第111号議案まで、
第120号議案及び第121号議案

◎出席議員（17名）

2番	ヒ・アンキ	恵子君	11番	岡	覚君
3番	増田	修治君	12番	岡村	千里君
4番	光清	毅君	13番	鈴木	伸太郎君
5番	小川	隆広君	14番	沼	靖子君
6番	島田	亜紀君	15番	久世	高裕君
7番	諏訪	毅君	16番	柴山	一生君
8番	小川	清美君	17番	柴田	浩行君
9番	畑	竜介君	18番	大沢	秀教君
10番	玉置	幸哉君			

◎欠席議員（1名）

1番 丸山幸治君

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長兼議事課長	新原達也君	議事課長補佐	大鹿真君
統括主査	松澤一悦君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	滝誠君	経営部長	井出修平君
市民部長兼防災監	武内雅洋君	健康福祉部長	高木衛君

都市整備部長	森川圭二君	都市整備部次長	丸井良修君
経済環境部長	中村達司君	教育部長	長谷川敦君
子ども・子育て監	小幡千尋君	消防長	大澤満君
企画広報課長	古田隆行君	経営改善課長	兼松光春君
総務課長	舟橋正人君	地域協働課長	中村亘君
防災交通課長	伊藤修君	市民課長	吉田高弘君
福祉課長	山本直美君	福祉課主幹	奥谷雪江君
高齢者支援課長	前田敦君	保険年金課長	舟橋きよみ君
健康推進課長	西村岳之君	環境課長	小笠原健一君
産業課長	山崎直人君	学校教育課長	大黒澄子君
学校教育課主幹	高木順二君	子ども未来課長	上原眞由美君
子ども未来課主幹	伊藤真弓君	子ども未来課主幹	中村美和君
歴史まちづくり課長	加藤憲夫君		

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、17名であります。

通告による欠席、1番 丸山幸治議員。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 第103号議案から第111号議案まで、第120号議案及び第121号議案

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、第103号議案から第111号議案まで、第120号議案及び第121号議案を議題といたします。

お諮りいたします。

第103号議案から第111号議案まで、第120号議案及び第121号議案を一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

これより議案質疑に入りますが、審議の都合上、配付いたしました議事日程に記載のとおり、これを3つに分類し、質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

最初に、第1類、第103号議案から第105号議案までに対する質疑を行います。

通告順に発言を許可いたします。

最初に、3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 3番の増田修治です。事前に通告をさせていただきました議案について質疑をさせていただきます。

第103号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正について。全員協議会資料の4ページ

をご覧いただければと思います。

犬山市投票区見直し審議会についてですが、審議会でももちろん討議する内容にもよるんですけども、第7投票区、橋爪子ども未来園の移転だけではなく、新投票区の設置もあり得るのか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） では、ご質疑にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、審議会の場合でどのようなご意見を頂くかということにもよりますが、現時点で事務局としては第7投票区を分割し、新たな投票区を設けるということは考えていません。

今回の審議会は、現在投票区として使用している橋爪子ども未来園が利用できなくなるということに伴い、そこを利用する有権者の方たちに、新たな投票区を決めるために設置するというので、委員の選定もそれを前提としております。

仮に審議会において、第7投票区を分割し、新たな投票所を設けてほしいという意見が出た場合、現状の第7投票区内に、いわゆる3票選挙に対応できる投票所を設置できる適切な公共施設が、複数存在しないということもあり、隣接の他の地区も巻き込んで投票区を再編することを考える必要があります。

また、市の投票区を一つ増やすということは、他の投票区の現状も確認し、本当に橋爪地区に増やすことが適切なのか、投票区を増やすことに伴い、投票所を運営する人的確保ができるのかについても検討する必要があることから、別で審議会を立ち上げ、時間をかけて検討する必要が出てきます。

以上のことにより、今回は第7投票区の投票所の移転について審議していただくため、審議会設置のための条例改正を提案するものです。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 3番 増田修治議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私も通告いたしました第105号議案について質疑をさせていただきます。

第105号議案、犬山市教育委員会委員の任命についてです。

全協資料の8ページをご参照ください。

所信表明とかも読ませていただきましたけれども、新しく任命される方は、心理学の専門家であるというふうに認識をしております。一般的に教育委員といいますと、教育、そして学術及び文化に関し見識を有する方であると私は認識しているんですけども、今回、この教育委員に心理学の専門家の方を加える必要性和、それから、それに至った背景を教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

◎教育部長（長谷川 敦君） 岡村議員のご質疑にお答えします。

教育委員の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条に、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命すると定められております。

野副氏は勤務する名古屋経済大学で、長年、カウンセラーとして、学生に寄り添ってこられ、一方で心理学の専門家であり、大学の講師として教壇に立っておられます。

退任される田中委員に、後任について相談をさせていただく中で、名古屋経済大学からも、犬山市の教育委員にふさわしい方として、推薦をいただきました。

委員を依頼するに当たり、市長、教育長との面談の中で、野副氏は学生の悩みや相談を突き詰めていくと、子どもの頃に既にその原因がある場合が多く、やはり幼少時代からの適切な教育と支援が、そうした問題の解決には重要である旨、お話を頂きました。

そうした面からも、市は専門の心理学をベースに、日々の相談業務に当たられる中で、現在の子どもや若者を取り巻く現代的な問題にも深い見識をお持ちだと、改めて認識をさせていただきました。

そのほか様々な現場で、子どもや教員の支援に長年尽力をされてみえます。

前任の田中委員は教育行政の専門家でありましたが、野副氏は専門分野は違いますが、学識経験者として、法に定める識見をお持ちの本市の教育委員会委員にふさわしい人物でいらっしゃると思いますので、今回、委員をお願いするものです。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございます。確認の意味で再質疑をさせていただくんですが、こういった心理の専門家を任命することで、教育委員としての期待される部分というのはどのようにお考えかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質疑にお答えします。

当市教育委員会は、教育委員6名で、様々な立場の方を選任するようにしておりまして、多くのご意見と活発な議論をいただいています。

その中で野副氏のいろいろな現場から得られた経験や見識を基に、新たな視点からご意見をいただけるものと、期待しております。

また、専門の心理学やカウンセラーの知識を基に、犬山の子どもたちの育ちの中で、もし課題があるとすれば、そうした面についてのご助言をいただきたいと考えております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 12番 岡村千里議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 第103号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正について、お願いいたします。

審議会委員について、委員会の構成メンバーの方々は、どのような方を想定していらっしゃるのでしょうか。お願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

委員会の構成メンバーについては、犬山市投票区見直し審議会設置規則に定めることとしており、1、犬山市の長及び議員の選挙権を有する者、2、犬山市明るい選挙推進協議会委員、3、青年層の有権者、4、民生委員、5、学識経験者、6、その他委員会が必要と認める者から20人以内で構成されます。

今回の審議会では、1、犬山市の長及び議員の選挙権を有する者のカテゴリーからは、対象投票区で投票される有権者の意見を聞くため、対象投票区に属する10町内会の代表者に選任依頼する予定です。

2、犬山市明るい選挙推進協議会委員のカテゴリーからは、犬山市の選挙の際、啓発等を行っていただいています、犬山市明るい選挙推進協議会から委員を選出していただく予定です。

3番目の青年層の有権者のカテゴリーからは、市長選挙の際、公開討論会を開催していらっしゃる、犬山市青年会議所の方に、4、民生委員のカテゴリーからは該当地区の民生委員の方に就任の依頼をさせていただく予定です。

5の学識経験者については、犬山市主権者教育アドバイザーであり、名古屋経済大学工学部准教授の高橋勝也氏に就任を依頼する予定です。

現段階では合計で16名程度の委員で審議していただくことを想定しています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 14番 沼 靖子議員の通告による質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

続いて、第1類について、他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認めます。

よって、第1類、第103号議案から第105号議案までに対する質疑を終わります。

続いて、第2類、第106号議案から第111号議案までに対する質疑を行います。

通告順に発言を許可いたします。

最初に、3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 3番の増田修治です。事前に通告をさせていただきました議案について質疑をさせていただきます。

第106号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第7号）についてです。

全員協議会資料の16ページをご覧ください。

歳出の2款1項9目になります。CMS・WEBサーバー移設事業について。

3点あるんですが、1点目、移設することにより、今までと運用方法が異なり、余計な費用等がかかることはないのでしょうか。

2点目として、今回の経費はあくまでも一時的であり、継続的な費用が上がることはないのか。

3点目については、こういった更新は定期的に訪れ、費用計上もその都度必要なのか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 3点のご質疑にお答えいたします。

1点目、まず移設することにより、今までの運用方法と異なる余計な費用かかることはないのかというご質疑ですが、これについては今回、サーバーの移設のみでございますので、新たな費用というのは発生いたしません。

2点目、今回の経費はあくまで一時的であり、継続的な費用が上がることはないのかというところで、よくあるのは、最初に費用を抑えて落として、移設費用は安いんだけど、その後の運営費用というか、継続の費用が高くなるということなんですけども、今回は継続的な費用は上がることはないようにしようと思っています。入札の時点で、移設業務後のそういった費用が現在の月額を超えないような形というような縛りをつけるような形で、することがないようにやっていきたいと思っています。

3点目、こういった更新が定期的に訪れて、経費計上もその都度必要になるのかというご質疑ですが、定期的にこれは訪れるものです。

サーバーの耐用年数は一般的に5年と言われてはいますが、現状、故障や老朽化等で使えなくなる場合を除いて、使用可能な限りは、今使っている状態です。

現在のサーバーは、CMSシステム導入当初、平成28年3月からですが、今までは更新なくやってきましたが、今回、こういう形で書かせていただいたということで、また更新の時期というのはいずれ来るといことです。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 3番 増田修治議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、光清 毅です。私からは、第106号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第7号）について、2件、質疑をさせていただきます。

1件目、全員協議会資料の14ページ、議案の16から17ページになりますが、4款1項4目、予防接種で81万9,000円、これは予防接種による健康被害経費の計上がされております。質疑としては2点、1点は、予防接種健康被害救済制度給付費を今回支給することになると思いますが、今回の案件の内容について。

それから、2点目は、新型コロナウイルスワクチン接種に関し、現在までの健康被害の発生状況について。

以上、2点質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 光清議員の質疑にお答えさせていただきます。

予防接種については、コロナだけじゃなくて全ての予防接種になりますけども、極めてまれなんですけども、健康被害というものが起こる可能性があります。そうした健康被害を受

けたというふうな方から申請のほうを頂いた場合、厚生労働大臣が、こちらのほう、因果関係があるというふうに認定をすると、給付費が支払われます。

内容としては医療費だとか医療手当、それから障害年金、死亡一時金などがございます。今回の補正については、申請のあった1名の方の因果関係が認められ、医療費や医療手当が確定したものですから、その部分についての予算計上といったようなことになっております。

2点目のコロナワクチンの現在までの被害状況のことなんですけども、こちらのほうは、現在までに6名の方が申請をされて、4名の方について認定のほうがされている状況となっております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 分かりました。

それでは2件目ですが、全員協議会資料の15ページ、議案でいきますと16から17ページになりますが、4款3項2目都市美化センター営繕、543万1,000円ですが、施設の修繕料の増額ということで計上がされております。

今回の維持補修工事の内容について、このタイミングでやるということも含めて、その内容について、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） ご質疑にお答えします。

都市美化センター施設維持補修工事費は、別途、個別に予算化している年次点検などで、翌年度に修繕が必要になったものや、計画的な修繕とは異なり、小規模なものや突発的に維持補修が必要となった場合の工事費となっております。

広域化までの期間は限られているため、過度な修繕にならないよう、計画的な修繕や定期点検で見つかる比較的大規模なものを除いた小規模なものや突発的に発生する修繕について、その都度の対応を行っています。

今後、今年度中に工事を要すると判断した焼却施設の1号炉と2号炉の耐火壁の空冷設備の取り替えや、可燃ごみと灰を運搬するためのクレーンの整備などを行うものなど、計5件の工事を予定していることと、電気系統のトラブルや計器類、ホース、ポンプ類の損傷などの維持補修が必要な不具合等が突発的に発生した場合に備えて、過去3年間の1月から3月における工事発注実績の平均額で必要見込み額を算定したものを加えて、補正予算を計上しています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 再質疑をさせていただきます。

今回、補正予算を計上しますと、工事に実際に入るのは年明けになるかと思えます。年度末までに日にちがないとか、その中で完了ができるか、確認の質疑をさせていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） 再質疑にお答えをします。

今申し上げましたように、小規模なものだとかの対応となっていますので、全て年度内の完了をしっかりとできるように取り組んでまいります。

◎議長（柴田浩行君） 4番 光清 毅議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、9番 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 9番 畑 竜介です。私からも第106号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算の（第7号）から1件、質疑させていただきます。

内容としては、9款2項3目学校整備費です。全員協議会資料の24、25ページから2点お伺いいたします。

1点目です。犬山南小学校の整備について、南舎西側の減築工事をされるにおいて、アスベストを含む建材の撤去を実施するに当たり、使用中の校舎であるということではありますが、子どもたちへの影響はないのかということが1点目。

2点目、その中で仮設校舎借上料について、これ内示書を見ますと、賃貸借契約の延長に伴う解体費用の減というふうにあります。逆に賃貸借契約延長による増額はないのか、この2点についてお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

◎教育部長（長谷川 敦君） 畑議員のご質疑にお答えします。

まず、1点目ですけれども、補正予算の計上している西側解体工事は、令和6年7月に解体を予定している部分の内部工事を先行して行うものです。具体的には、天井材や壁材の撤去、理科室や図工室の戸棚、ダクトやエアコンなどを撤去し、躯体のみを残す工事となります。

アスベストは天井や壁の建材に含まれていますので、除去作業は飛散しないように、十分に対策を講じて行ってまいります。

具体的には、工事エリアと学校エリアを明確に分離します。教室と廊下の間はシートなどで覆い、また工事業者の出入りや建材の搬出は、教室北側の窓に限定し、児童が使用する昇降口や廊下は使用しないこととし、分離を徹底します。

併せて、アスベスト除去作業中は、アスベストが飛ばないように、湿潤化、水にぬらし、機械は使用せず、手ばらしで作業を行い、除去した建材の処理は、プラスチック袋に詰めたり、養生シートによる梱包を行い、飛散防止を徹底しますので、子どもへの影響はありません。

次、2点目ですけれども、賃貸借期間を、工事の完了の令和7年度に延長したことにより、今年度予算ではリース期間、2か月分を増額し、予定していた解体工事を減額したため、差し引きで総額108万8,800円の減額補正となっております。

延長により追加となるリース料と、令和7年度に変更する解体費用については、令和6年度及び令和7年度で予算計上してまいります。

リース料金は、現在と同額の1か月税込33万円、解体費用は近年の人件費や物価高騰を含んだ金額を見込んで、大体440万円ぐらいと現段階では試算しております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 9番 畑 竜介議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 10番、玉置幸哉です。私のほうからも、第106号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第7号）について2件、お尋ねをしたいと思います。1件ずつお願いします。

1件目、全員協議会資料は18ページになります。2款3項1目戸籍システム等改修ということで、こちらからは2点お願いします。

1点目として、今ある戸籍システムに仮名登録するとあるが、目的が何かと。多分同じような漢字で、同じ漢字が使われていて、読み方が違って、間違えがあっはいかんのかなというのを想像するんですけども、1点目はそこ。

2点目、効果で、改修により住民情報システム及び戸籍附票システムが構築できるとあるが、ここがちょっとよく分からなくて、多額の、ちょっとこれ、10分の10で国から来るんですけども、費用がかかっているの、このことについて、もう少し細かくお尋ねをします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） それでは、玉置議員の質疑にお答えをいたします。

1点目の今回の戸籍システム改修の目的ですが、ここに至った経緯を含めてご説明をさせていただきます。

これまで行政機関が保有する氏名の多くは漢字であり、その中で、いわゆる外字が使用されていた場合には、特にデータベース化の作業が複雑となり、検索に多くの時間がかかっておりました。

また、金融機関では、氏名の振り仮名が、本人確認のために利用される場合がありますが、複数の仮名を利用して別人を装って、各種規制を免れようとするなどの懸念のほうがありました。

これらを解決するため、令和3年5月に成立したデジタル社会形成整備法では、政府は、行政機関等の手続において、氏名の仮名を利用して個人を識別できるようにするため、仮名を戸籍の記載事項とすることを含め、必要な措置を講ずるとされ、本年6月には、戸籍法を改正し、戸籍及び各種証明書に振り仮名を記載することとなりました。

これらのことから、仮名登録の目的としては、氏名の振り仮名を統一して官民で利用することにより、振り仮名が個人を特定する情報であることを明確にし、検索及び管理の効率、各種サービスの向上、利便性を向上させること。また、振り仮名を戸籍証明書などに記載し、本人確認資料として利用し、客観的に明白にすることで、各種手続における不正防止をすることです。

2点目のご質問の効果ですが、今回システム改修をすることで、戸籍や住民票に氏名の振り仮名を登録、管理し、各種証明書に振り仮名を記載することで、振り仮名を証明することができるようになります。

振り仮名を記載する証明書としては、戸籍謄本、抄本、住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、戸籍附票の写し、それからマイナンバーカードにも、振り仮名、氏名の

ローマ字、西暦の生年月日が記載されることとなります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 犯罪抑止等々のために細かくやられるということは理解しました。

2件目です。全員協議会資料の22ページ、4款1項2目、4款1項3目保険事業用品、備品についてであります。これは民間のほうからご寄附を頂いて、こういったものにとり議案になっています。

2点、お尋ねをします。

現在のパパママ教室の参加実績、参加者から、またこんな備品が欲しいというような要望があつてこうなったのかということと、2点目はこれから出生数が減っていく中で、これが今回の備品購入に当たっては有効だったのか、この2点、お尋ねします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 玉置議員のご質疑にお答えさせていただきます。

まず、保健センターでは、妊娠期の過ごし方や、出産後の育児方法を学ぶことを目的として、パパママ教室というのを開催しています。この教室では、妊娠・出産・育児に関する情報提供、沐浴人形を使ったっこ、おむつ交換、着替え、沐浴の体験、夫に実際妊婦の大変さを理解してもらうために、妊婦体験スーツですね、こちらを使った妊婦体験のほうを行っております。

実績のほうなんですけど、毎年6回、これは開催しております。令和3年度では54組、令和4年度でも54組、令和5年度については、これまで4回開催して、41組というふうな実績となっております。

続いて、要望なんですけども、パパママ教室では、現在、妊婦体験スーツが1セット、それから沐浴人形が2組しかないものですから、体験時間そのものが余り長く取れないという状況になっています。参加者のほうから、もっと体験する時間があったらよかったのになというふうなお声も頂いておりますので、今回、これらの備品を充実することによって、体験時間を少しでも長く取るというふうなことで行いたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

2点目の出生数が減っていく中で、有効に使えるかというふうなご質問なんですけども、出生数が減ってくるということで、逆に言えば赤ちゃんに接する機会というのは、逆にどんどん減ってしまっているというふうな状況になっています。

参加者のほうからも、沐浴人形なんか使ってやる点が、実際にやってみると難しかった、体験できてよかったとか、奥さんの状況がよく分かったというふうな声もいろいろ聞かれています。

出生数が減ってきて、実際に体験する期間とか、そういう見聞きするのが少なくなっているという中で、疑似体験ではありますけども、こういった教室を開くことによって、経験を積んでいただくとすることは非常に重要なことだというふうにご考えておりますので、今後も充実していきたいというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 10番 玉置幸哉議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番、岡村千里です。私も第106号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第7号）より1件、質疑させていただきます。

全員協議会資料の18ページから、議案の14ページの歳出2款3項1目の戸籍システム等改修についてです。1,770万4,000円ということで上げられておりますけれども、先ほど玉置議員の質疑でもおっしゃったように、今年の6月の戸籍法の改正によるものだというふうに理解をしているんですけれども、内容ですとか、あとその他でも書いてあるんですが、これ全国の自治体で一斉にこれやられるということなんですね。それから、概略のスケジュールも見てみますと、今回はシステムの改修なんですけれども、また、令和7年度には振り仮名の届出に関する通知及び届出だとか、結構長い年月に及んでかかるものですし、またこういった作業が非常に大変ではないかなということをお心配しております。そういった中で質疑させていただきます。

まず、1点目として、これまでもこの戸籍システムなどは、システムに入っていたと思うんですけれども、システムのこの委託業者については、どのように考えているのかが1点。

2点目としまして、この振り仮名の届出に関する通知及び届出というのは、令和7年の話なんですけれども、これ全市民に行っていくのか。今の分かっている段階でいいんですけれども、どのような作業を想定してみえるのか。

それから、3点目として、仮名を振っていくということなんですけれども、この仮名についての条件というのは、どうなっているのかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） それでは、岡村議員の質疑にお答えをします。

1点目のシステム改修の委託業者についてですが、現在導入している戸籍や住民記録システムは、パッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、改修作業を行うことができるのは、構築を行った事業者に限られるため、その性質及び目的が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を行う予定です。

2点目の通知及び届出は、全市民に行っていくのかにつきましては、現時点で詳細な内容は国から示されていませんので、あくまで想定ということになりますが、基準日時点で、本市に本籍がある方全員に対して、住民基本台帳で保有している氏名の振り仮名を参考に、その内容が正しいか確認するための通知を、令和7年度前半に送付します。その後、1年の間に振り仮名の届出をしていただきます。

ただし、届出がない場合は、通知した内容が正しいものとして、こちらで記載します。

なお、参考までに、令和5年3月時点で、本市に本籍がある方の数は7万2,506人ですので、これらの方に通知を行う予定となっております。

3点目の仮名についての条件についてですが、戸籍法改正で設けられた振り仮名の基準は、氏名としての読み方は、一般に認められているものでなければならないとされており、その詳細は今後示される予定ですが、これまでに示された方針としては、既に使っている氏名の

読み仮名は認めるようですが、許容しない方向の読み仮名として、漢字の意味と反対の読み仮名、読み違いかどうか判断できない読み仮名、漢字の意味や読み方が連想できない読み方、読み仮名などが示されております。

例えば、高いという字を「ひくし」と読むようなこと。これは漢字の意味とは反対となり、許容しない読み方となります。もう一つの例としましては、太郎と書いて「じろう」という読み方は読み違いが判断できないため、許容しない読み方となります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 細かくありがとうございます。また、今よくキラキラネームなんて言われますけれども、特殊な読み方をされている方もみえますので、またそういった情報なども注視していきたいと思えます。

これまでのお話の中で、この仮名を振るということはデータベース化だとか、それから、不正を防止するだとかということをおっしゃっていただいておりますけれども、再質疑をさせていただきます。

この改修を行うことでの市民に対するメリットは何かあるのでしょうか。それが1点と、それから2点目として、この戸籍法へのマイナンバー制度の導入ということが言われておりますけれども、そういった関係についてお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 岡村議員の再質疑にお答えをします。

1点目の改修を行うことへのメリットですが、先ほどお答えしましたとおり、今回のシステム改修は、戸籍法改正に対応するために行うもので、氏名の振り仮名を活用することで、情報システムにおける検索や管理の効率化、各種サービスや利便性の向上、各種手続における不正防止を補完することにつながるものと考えております。

2点目の戸籍事務へのマイナンバー制度については、これまでに法改正が行われ、その対応のために全国の市町村がシステム改修等に取り組んでおり、各種手続の変更が今後実施されることとなります。

例えば、戸籍証明書の広域交付により、全ての証明書ではありませんが、本籍地以外の市町村の窓口でも、戸籍証明書を請求できるようになることや、現在、戸籍届出や手当の申請手続の際に提出している戸籍証明書の添付が、担当がシステムで確認することで省略することができるようになるなど、申請者の利便性向上、負担軽減が図られることとなります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 12番 岡村千里議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 8番、小川清美でございます。私からも第106号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第7号）について、2件、お尋ねをしたいと思います。

1件目でございます。全員協議会資料の18ページ、議案14ページということでございます。

歳出2款3項1目、先ほども岡村議員からもありましたように、1,770万円ほどの予算が組まれております。全員協議会資料によりますと、来年1月に改修を実施して、さらに6年

度に追加機能のための予算が計上されるというふうに思っておりますが、何ゆえ二重の改修が必要なのかということをお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） それでは、小川議員の質疑にお答えをします。

今回の補正予算に計上しているシステム改修は、戸籍法の改正に伴い、国から指示が出されているもので、内容としては、戸籍事務において氏名の振り仮名を取り扱うために必要な機能の改修、及び追加に伴うシステム改修であり、振り仮名を登録管理できるようにすることや、登録した振り仮名を証明書に記載することをできるようにするもので、改修のための経費については、国庫補助対象で補助率は100%になります。

令和7年度以降には、該当者に振り仮名を確認するための通知や届出がなかった方について、振り仮名をシステムへ一括登録することになりますが、国からの通知では、それらの部分に関するシステム改修の経費は、今回の国庫補助の対象外とされていることから、来年度、改めて国から指示が出されるものと思われまますので、6年度の機能追加のための予算計上については、その部分のシステム改修を予定しているものです。二重計上のように思われるかもしれませんが、国からの指示に基づき、国庫補助の要件に合わせ改修作業を進めるための措置となります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございます。2件目お尋ねします。

全員協議会資料15ページ、議案16ページということです。4款2項1目住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金ということで、430万円ほどの計上がされております。これにつきまして、これまでの補助実績と増額補正の概算の積算根拠をお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） ご質疑にお答えします。

住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金には、蓄電器などの設置に対する住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金と、高効率給湯器などの設置に対する住宅省エネ改修支援補助金の2つのメニューがあります。そのうち、住宅省エネ改修支援補助金の補正予算を計上するものです。

11月末時点で交付決定済みなものは、高効率給湯器の設置申請が219件、いわゆるエコキュートが99件、エコジョーズ等で120件で、交付決定金額は約1,540万円です。現時点で、昨年度1年間の実績を既に大幅に超えている状況です。

増額補正の積算根拠としましては、9月末までの実績に下半期の見込みを加えて算出しています。昨年度の上期・下期の割合が、それぞれ43%と57%であったため、9月末実績を43%とし、下半期の57%を算出すると、申請件数が約180件、交付金額が約1,262万1,000円であるために、その不足額分を補正予算として計上をしています。

◎議長（柴田浩行君） 8番 小川清美議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 5番、小川隆広です。通告いたしました1件の質疑をさせていただきます。

第106号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第7号）、全員協議会資料の14ページ、議案書18ページから19ページの歳出9款3項1目の学校教育費、車椅子可搬型階段昇降機購入費用の増額についてということで、今回、こちら補正請求額が149万8,000円ということで、こちらについて、要旨2件、合わせて質疑をさせていただきます。

まず、1つ目ですけど、どのようなタイプの車椅子の可搬型階段昇降機を想定されているのかということ、こちらについてはキャタピラーなどによる自走式のものであるとか、階段に沿ってレールを設置するもの、もしくは介助が必要なものであるとか、本人が操作できるものとか様々ございます。

どういったものを想定されているのか、生徒の生命をお預かりするので、より安全なものがいいわけですが、どういったものを想定されているのか、お尋ねしたいと思います。

それと、内示書によりますと、こちら2点目ですけど、当初194万5,000円のが、344万3,000円ということで、今回補正請求額が149万8,000円ということなんですけども、購入費用がこれだけ増額になった理由ですね。こちらが物価高騰という単純な理由なのか、それ以外に何か要因があるのか、安全に関わるものということであれば、より結構かなと思うんですが、どういった理由があったのか、この2点についてお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

◎教育部長（長谷川 敦君） 小川議員のご質疑にお答えします。

1点目のタイプですけれども、この可搬型階段昇降機は、子どもが車椅子に乗車したまま運搬機に乗せて、階段を移動できるキャタピラー付きの運搬機となります。レールを設置するものではなく、自走式のものとなっています。

子どもは車椅子に乗車していますので、運搬機の操作は行いません。トレーニング講習を受けて、安全に操作できると認められた方だけが操作することができます。学校では複数の教員にトレーニング講習を受講していただく予定です。

2点目の増額理由ですけれども、これは物価高騰によるものではありません。今回購入を予定するのは、当初予算計上時より一つ上のグレードで、キャタピラーが自動的に階段の角度に合わせて曲がるタイプの運搬機となっています。

今年の9月に入学予定の子どもさんと保護者の方に、当初予定していた運搬機の体験をしてもらいました。その体験状況や、機種操作性から、学校で使用するには、グレードを上げたほうが良いと判断したものでございます。

具体的に申しますと、当初購入予定の機種は、運搬機のキャタピラーが屈曲、曲がる機能がなかったため、廊下から階段に進む際、また階段から廊下へ進む際は、その都度、角度調整を操作する者が毎回行う必要があることが分かりました。そのため、今回購入予定の機種

は、キャタピラーが自動的に曲がるものにしました。

階段上部や踊り場などで、その操作が全自動となりますので、操作するものはボタン操作及び方向転換だけで運搬を行うことができるというものです。そうした安全面からも操作性の高い機器に、グレードを上げた方がいいと判断したものでございます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 5番 小川隆広議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 14番、沼 靖子です。第106号議案令和5年度犬山市一般会計補正予算（第7号）について、全員協議会資料が13ページ、歳出2款1項11目、議案の14、15ページに該当いたします、自転車ヘルメット購入費の補助について、現時点で、年齢別でどのような件数があるか、質疑いたします。

7歳から18歳、65歳以上ということで、二手に分かれて申請ができるチラシを犬山市のほうでも配布されておりますが、その7歳から18歳で何件、65歳以上でどのくらいの件数があるか質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 沼議員の質疑にお答えをします。

ご質問の件数につきましては、11月10日時点の件数となりますが、7歳以上18歳以下の児童生徒が142件、65歳以上が290件の合計432件になります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。

2件目に沿って質疑させていただきます。

他自治体を調べますと、令和5年4月1日から3月31日までと申請期限が設けられているところもあったのですが、犬山市につきましては、令和5年2月29日が申請期限となっております。この申請期限についての課題は何か考えられるものがあるのでしょうか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 沼議員の質疑にお答えをします。

2月末を申請期限としている理由については、県の補助金の対象は、当該年度の3月31日までに申請者に支払いが済んでいるものとなります。そのため、年度内に振り込みが完了できるように、申請書の確認や、交付決定、振り込み処理などの事務処理期間を考慮して、本市では2月末としております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 14番 沼 靖子議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、6番 島田亜紀議員。

◎6番（島田亜紀君） 6番、島田亜紀です。私からは、第106号議案令和5年度犬山市一般

会計補正予算（第7号）から初めに1件。初めに、全員協議会資料13ページ、議案14、15ページ、歳出2款1項8目地域活動推進費、東ふれあいセンター管理について質疑いたします。

もう1件、第108号議案、令和5年度犬山市犬山城費特別会計補正予算から1件、質疑いたします。

全員協議会資料の13ページの地域活動推進費、東ふれあいセンター管理について質疑いたします。

施設の修繕料の増額について、内容は何かお教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 島田議員の質疑にお答えをします。

現在、東ふれあいセンター多目的室1の空調室外機の基盤及びプロペラファンに不具合が生じ、運転を休止しているため、不具合箇所の部品交換となります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。ここで再質疑いたします。

室外機がいつ設置されたものなのか、お教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 島田議員の再質疑にお答えをします。

今回、修繕が必要となっている空調は、平成24年度に取り替え工事を行っております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 2件目の全員協議会資料の14ページ、議案8、9ページ、歳出1款1項1目犬山城費一般管理費についてであります。

登閣者の増加に伴う消耗品費の増額とあるが、内容は何かお教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

◎教育部長（長谷川 敦君） 島田議員のご質疑にお答えします。

消耗品の内容ですが、犬山城天守の入場登閣者用の下足袋の購入費用となります。新型コロナウイルス感染症対策の制限が緩和されたことで、入場登閣者数が回復し、当初の見込みを大きく上回ったことによるものです。

最大入場登閣者数を、平成29年度並みのを最大61万人と試算し、不足分の約15万枚を購入するものです。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 6番 島田亜紀議員の通告による質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

続いて、第2類について、他に質疑はございませんか。

13番 鈴木伸太郎議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 第109号議案、犬山市介護保険特別会計補正予算について、1件、質疑させていただきます。

10ページ、歳出1款1項1目の12節です。その他業務委託料ということで、介護認定支援システム改修委託料600万6,000円、基幹系情報システム改修委託料702万9,000円、合わせて1,303万5,000円とありますが、これが当初予算にはなくて、今ここに出てきた理由をお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） では、鈴木議員の質疑にお答えさせていただきます。

今回、補正で上げさせていただいているのは、介護保険の3年ごとの制度改正に必要なものとなってきます。この制度改正の内容なんですけども、当初予算の編成当時については、内容も明らかになっていなかったことから、積算のほうが困難でありました。そういった理由で、当初予算のほうには上げてございません。

じゃあ、今はどうかということになりますと、現時点においても、これ制度改正の内容なんかは明らかにはなっていません。とはいえ、このままですと、4月までに間に合わないために、今回の補正のほうで、今の国の審議状況や、過去の制度の改正から、概算のほうで積算のほうをしまして、今回、補正予算のほうで上げさせていただいているといったようなところでご理解いただきたいと思います。

年明けには制度改正の内容が明らかになる見込みで、それが出ましたら、再度設計等をしっかり組み直し、余分な経費がかからないような執行の方には努めたいというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認めます。よって第2類、第106号議案から第111号議案までに対する質疑を終わります。

続いて、第3類、第120号議案及び第121号議案に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 10番、玉置幸哉です。第120号議案、第121号議案、関連ですので、2点、質疑をさせていただきます。

入札状況を見てみると、これ1本でやられていて、契約としては2つの案件に分かれているということで、当市では初めてじゃなかったかな、このパターンはっていうような記憶はしておるんですけども。まず、契約がその1、その2ということで、どうして分けてやられたのかということと、その2についてのZEB化のところの建築なんですけども、建築物っていうことであるので、例えばZEB化の部分だけ配線とかを別にするとか、そういうわけには多分いかないと思うんで、その2についてのZEB化に関するその工事内容を教えていただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 玉置議員のご質疑にお答えいたします。

まず、2つの契約に分ける理由ですけれども、ZEB補助、二酸化炭素排出抑制事業等補助金は、交付決定前に本契約することができません。そのため、本体工事とZEB化工事が一体となった今回の入札を一つの契約とすると、ZEB補助を断念するか、ZEB補助の交付決定まで本体の工事の着工を遅らせることになるため、2つの契約にさせていただきました。

2つ目のご質問、ZEB化工事の内容ということだったと思いますけれども、ZEB化工事の内容につきましては、省エネとしまして、エネルギー消費を減らすために複合サッシや断熱材を使用し、高断熱・高气密化を図ります。また、高効率の空調機器やLED照明を設置いたします。省エネとしまして、太陽光発電ソーラーパネルを設置します。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認めます。

よって、第3類、第120号議案及び第121号議案に対する質疑を終わります。

これをもって、全議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案を、配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

令和5年11月定例議会常任委員会

付託議案一覧表

《総務委員会》

第1委員会室

議案番号	件名
第103号議案	犬山市附属機関設置条例の一部改正について（総務委員会の所管に属する附属機関関係）
第106号議案	令和5年度犬山市一般会計補正予算（第7号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 総務委員会の所管に属する歳入 歳出 2款 総務費 11款 公債費 第2条の第2表 繰越明許費補正中 2款 総務費 8款 消防費 第3条の第3表 債務負担行為補正中 総務委員会の所管に属する事項

《民生文教委員会》

第2委員会室

議案番号	件名
第103号議案	犬山市附属機関設置条例の一部改正について（民生文教委員会の所管に属する附属機関関係）
第104号議案	犬山市国民健康保険税条例の一部改正について
第105号議案	犬山市教育委員会委員の任命について
第106号議案	令和5年度犬山市一般会計補正予算（第7号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入 歳出 3款 民生費 4款 衛生費（1項保健衛生費） 9款 教育費 第2条の第2表 繰越明許費補正中 9款 教育費 第3条の第3表 債務負担行為補正中 民生文教委員会の所管に属する事項
第107号議案	令和5年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第108号議案	令和5年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第2号）
第109号議案	令和5年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第2号）
第120号議案	工事請負契約の締結について（（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事（その1））
第121号議案	工事請負契約の締結について（（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事（その2））

《建設経済委員会》

第3委員会室

議案番号	件名
第106号議案	令和5年度犬山市一般会計補正予算（第7号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 建設経済委員会の所管に属する歳入 歳出 4款 衛生費（2項環境費及び3項清掃費） 5款 農林業費 第3条の第3表 債務負担行為補正中 建設経済委員会の所管に属する事項
第110号議案	令和5年度犬山市水道事業会計補正予算（第3号）
第111号議案	令和5年度犬山市下水道事業会計補正予算（第2号）

◎議長（柴田浩行君） お諮りいたします。議案に対する質疑は全て終了いたしましたので、明日12日に予定しておりました議案質疑の2日目は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、明日12日は休会といたします。

また、明後日13日から来週19日までは、全員協議会及び部門委員会開催のため休会とし、20日午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時57分 散会